

1 改正の理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和5年政令第347号）の公布に伴い、埼玉西部消防組合消防手数料条例についても所要の改正を行うものである。

2 改正の概要

今般の人件費単価及び消費者物価指数の変動に加えて、審査1件あたりの審査時間の増加に伴い、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所等の設置の許可の申請に係る審査手数料の額を引き上げる。

3 他自治体の類似する政策等

他の自治体においても同様の条例改正が行われる見込みである。

4 組合市市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (2) 消防法（昭和23年法律第186号）
- (3) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）

6 事業費及びその財源等

なし

7 添付資料

新旧対照表